

# 令和7年度「世界農業遺産にし阿波のブランド認証品」の販路拡大及び販売促進業務 企画提案実施要領

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度にし阿波世界農業遺産ブランド認証品販路拡大及び販売促進業務

### (2) 業務の目的

にし阿波(美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町)地域は、急峻な山肌に集落が切り開かれ、世界農業遺産に認定された地域独自の農文化や食文化が根付いている。当協議会では「にし阿波の傾斜地農耕システム」(以下:農耕システム)で栽培された農産物やその加工品を「世界農業遺産にし阿波のブランド認証品」(以下:ブランド認証品)に認定し、ブランド化に伴う農業者等の所得向上や世界農業遺産の認知度向上への取り組みを行っている。

こうした中、にし阿波地域や農耕システム、ブランド認証品に関する知名度は、アンケート結果等より、一定の向上がみられるものの、より一層の知名度向上を図るには継続的な取り組みに加え、これまでの成果や課題を踏まえた次なる取り組みが必要となっている。

この度、ブランド認証品の知名度向上及び販路拡大に向けて、次の業務内容に記載のある各事業を実施するもの。

これらの事業を行うことによって、当地域のブランド認証品の知名度向上による販売促進からの生産者の所得向上と次世代への農耕システムの継承を目指す。

### (3) 業務内容

別添「令和7年度にし阿波世界農業遺産ブランド認証品販路拡大及び販売促進業務」のとおり。

### (4) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

### (5) 見積限度額 上限 2,000,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)

## 2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

### (1) 法人格を有すること。

### (2) 本事業と同種又は類似の業務に関する実績を有することが望ましい。

### (3) 次のいずれかに該当しないこと

(ア)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(イ)会社更生法(昭和14年法律第154条)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申し立てをし、又は申立がなされている者及びこれらの手続中である者

(ウ)徳島県、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町が定める規定等に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者

(エ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第17号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(オ)徳島県内及び徳島県に隣接する地域に本社、支店又は営業所を有すること。

### 3. 参加手続き等

業務委託事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

#### (1) 参加表明書の提出

##### ア 提出書類

- 1)参加表明書(様式第1号)1部
- 2)組織概要及び事業実績(様式第2号)1部

イ 提出先「8 担当部局」に同じ

ウ 提出期限 令和7年9月8日(月)午後5時(必着)

#### (2) 参加資格の通知

徳島剣山世界農業遺産推進協議会事務局(三好市役所農林政策課内)において、提出された書類内容を確認のうえ、その結果を令和7年9月10日(水)までに電子メール又はファクシミリで通知する。

#### (3) 企画提案書の提出

##### ア 提出書類

- 1)企画提案書(様式第3号)1部
- 2)企画提案内容(様式は任意、A4版長辺綴じ)1部

※次の事項を明瞭に記載すること。

- ・ 業務名、事業者名及び提出日
- ・ 業務実施体制、企画、計画(管理、監督、連絡体制、スケジュールほか)
- ・ ブランド認証品の販路拡大及び販売促進に有効な独自提案と実施計画

3)見積書(経費及び内訳等、内容詳細の確認できるもの、「一式」は不可)1部

イ 提出先「8 担当部局」に同じ

ウ 提出期限 令和7年9月24日(水)午後 5 時(必着)

エ 提出方法 持参又は書留による郵送

#### (4) 提出書類の取扱い

ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めない。

イ 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、徳島剣山世界農業遺産推進協議会における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

### 4. 企画提案書の特定

#### (1) 審査方法

選定委員会において、企画提案内容等を総合的に評価し、特定を行う。

#### (2) 審査基準

- (ア)企画内容の実効性(企画や提案内容に独創性や現実性があり、成果が期待できるものであるか)
- (イ) 業務の理解度と確実性(事業の目的、主旨、農耕システムを理解し、円滑かつ安定的に遂行できる専門的知識と組織体制を有しているか)
- (ウ)予算執行の妥当性(企画提案内容が予算執行する上で、より効果的合理的なものであるか)

#### (3) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年9月30日(火)までに、各参加者に通知する。

## 5. 委託契約

(1)提案が特定された最優秀提案者(以下「委託先候補者」という。)の企画提案内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件等の交渉(協議・調整)を行い、交渉が整えば委託契約を行う。交渉が整わない場合は、審査の結果次点とされた者が改めて委託者と交渉を行う。

(2)契約条項については、委託先候補者と協議して定める。

## 6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨、金融口座は日本語及び日本国通貨、日本国内の口座に限る。

(2)次に該当する場合には、失格又は無効となる。

ア 参加資格がない者が企画提案書を提出した場合。

イ 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

ウ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

エ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合。

オ 公募要領及び仕様書に示した企画提案に関する要件に適合しない場合。

カ 選定委員ほか関係者に対し、企画提案について不正な接触の事実が認められた場合。

キ 業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合。

(3)参加辞退 参加表明書受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。

(4)費用負担 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。

## 7. 本事業における質疑応答

### (1)質問の受付期間

企画提案募集開始から令和7年9月12日(金)午後5時まで

### (2)質問の提出

当該公募に係る質問は、文書にて行うものとし、「8担当部局」まで、書面持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

### (3)質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

### (4)質問に対する回答

ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により、令和7年9月16日(火)午後5時までに、参加表明者全員に回答する。

## 8. 担当部局(書類提出先及び問い合わせ先)

〒778-8501

徳島県三好市池田町サラダ 1680-1

徳島剣山世界農業遺産推進協議会 事務局(三好市役所農林政策課内)

TEL:0883-72-7617 ファクシミリ:0883-72-7202

E-mail:nourinseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp